

令和8年3月24日

ふるさと納税について

(指定基準に係る告示改正)

自治税務局市町村税課

ふるさと納税制度

制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもの。

制度の基本的な仕組み

税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額－2,000円」（一定の上限あり）を、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。



指定制度の創設

<法律改正前>

○ 地方団体への寄附は、全てふるさと納税の対象

- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能



H29、H30の2度にわたる
総務大臣通知において、
良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

<法律改正後> (令和元年6月1日施行)

- ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文(令和5年4月改正後の地方税法)

現行規定

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合には、次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

- 一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。
- 二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。
- 三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。
- 四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内(当該都道府県等がこの項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。)において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。
- 五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

基準①※、④、⑤

⇒全ての地方団体に対する基準
※食品返礼品に係る部分は食品返礼品の送付を行う地方団体のみ

基準②、③

⇒返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

- ① ふるさと納税の募集を適正に実施すること
- ② 返礼品は返礼割合3割以下とすること
- ③ 返礼品は地場産品とすること
- ④ 指定日前一年以内に上記基準に適合していたこと
- ⑤ 指定日前一年以内に報告の求めに対し、応じなかつたこと、虚偽報告したことがないこと 2

(寄附金税額控除)

第三十七条の二

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合には、次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一～五 略

3～7 略

8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9～11 略

令和8年度税制改正について

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

4. 公平かつ円滑な納税のための環境整備

(3) ふるさと納税制度の健全な運用に向けた見直し

ふるさとやお世話になった地方公共団体へ感謝や応援の気持ちを伝えるため、公的な税制上の仕組みとして創設されたふるさと納税制度は、寄附受入額が年間1.2兆円を超え、国民に広く浸透する制度となった。一方、ふるさと納税の募集費用のうち、ポータルサイト事業者への手数料等は1,656億円と寄附受入額の13%にも達している。

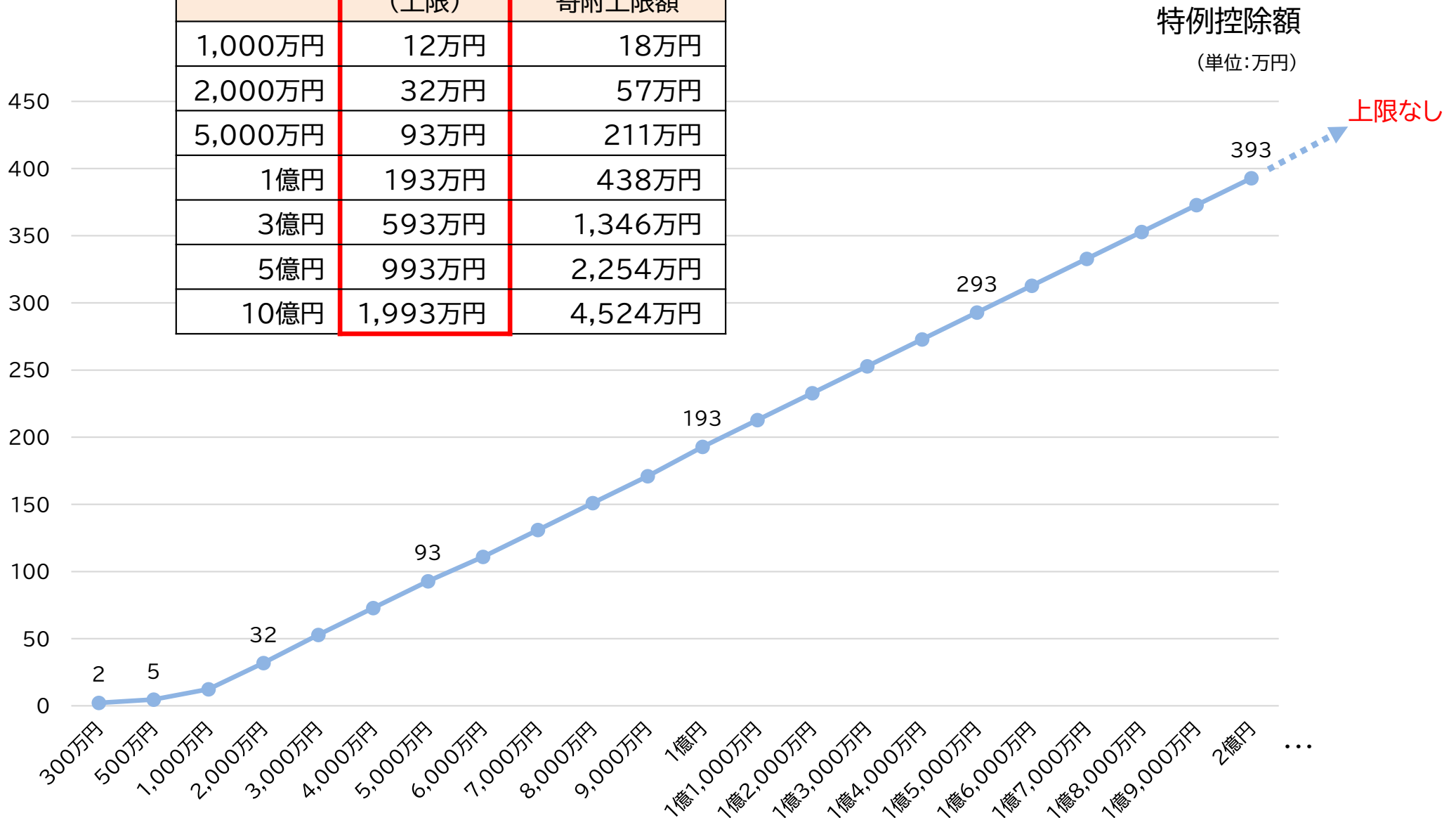
税制上の控除を利用して集められたふるさと納税の寄附は、まさに公金であり、地方公共団体において、住民サービスの充実や地域振興のために活用されるべきことは言うまでもない。このため、地方公共団体の区域外に流出するポータルサイト事業者など外部の事業者に支払う手数料等については、できる限り縮減していく必要がある。

これらを踏まえ、ふるさと納税制度の本来の趣旨に立ち返るため、地方公共団体を実施する事業に活用できる寄附金の割合を高められるよう、その割合を60%以上とするとともに、その用途の公表を求める。

あわせて、高所得者について所得に応じて上限なく増える特例控除額について、定額上限(給与収入1億円相当)を設けることとする。

収入別の特例控除額(上限)

給与収入	特例控除額 (上限)	所得税等も含めた 寄附上限額
1,000万円	12万円	18万円
2,000万円	32万円	57万円
5,000万円	93万円	211万円
1億円	193万円	438万円
3億円	593万円	1,346万円
5億円	993万円	2,254万円
10億円	1,993万円	4,524万円

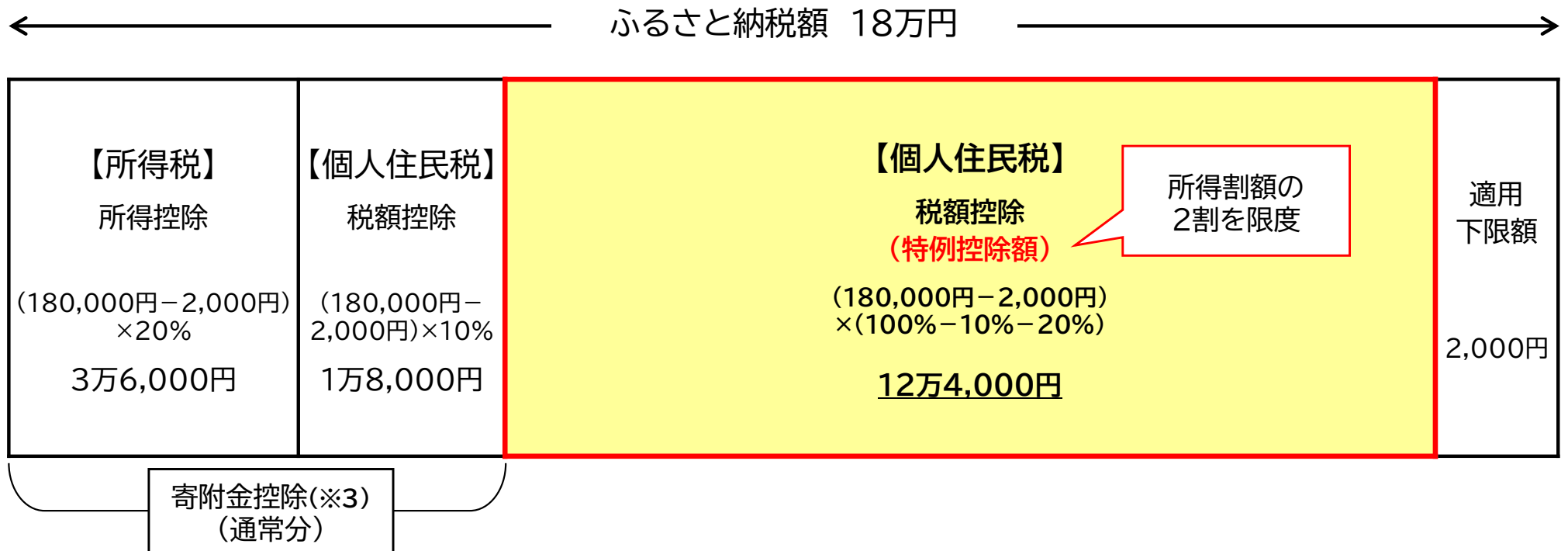


※ 縦軸は、2,000円を除く全額が控除されるふるさと納税額のうち特例控除額を指し、横軸は給与収入額を指している。

※ 独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合をモデルケースとして推計している。

ふるさと納税の税控除のイメージ^(※1)

年収1,000万円の給与所得者が寄附上限額^(※2)まで寄附した場合



所得割額の
2割を限度

ワンストップ特例制度(一定の場合、寄附者が確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる仕組み)が適用される場合、所得税控除分は個人住民税から控除される

※1 年収1,000万円の独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合をモデルケースとして推計している。
※2 寄附上限額とは、適用下限額2,000円を除いた全額が控除される寄附額をいう。
※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(通常分)は総所得金額等の30%が限度である。

特例控除額の定額上限の設定(案)

○ 特例控除額について、193万円(給与収入1億円相当)(※1) を上限として新たに設定。

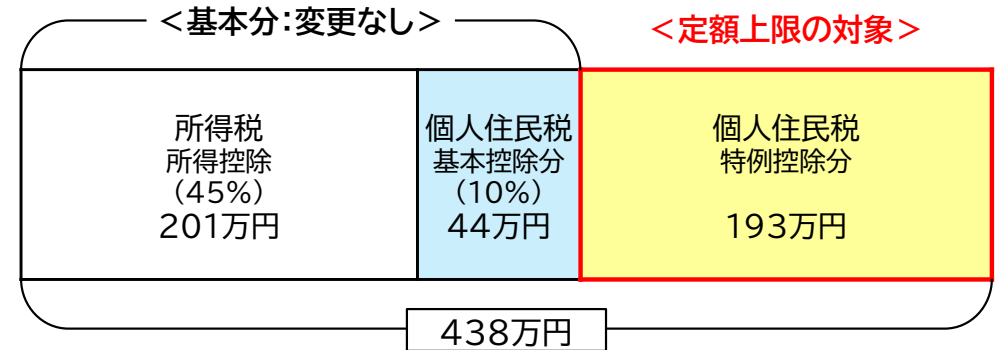
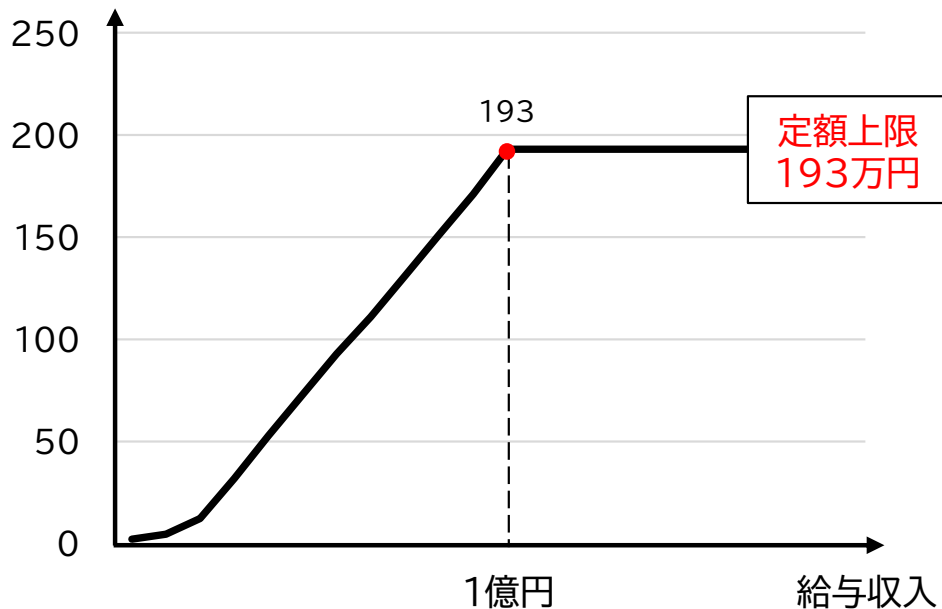
※1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。
(特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり)

※2 令和9年寄附分から適用する。

<特例控除額の上限> ※寄附額には上限なし

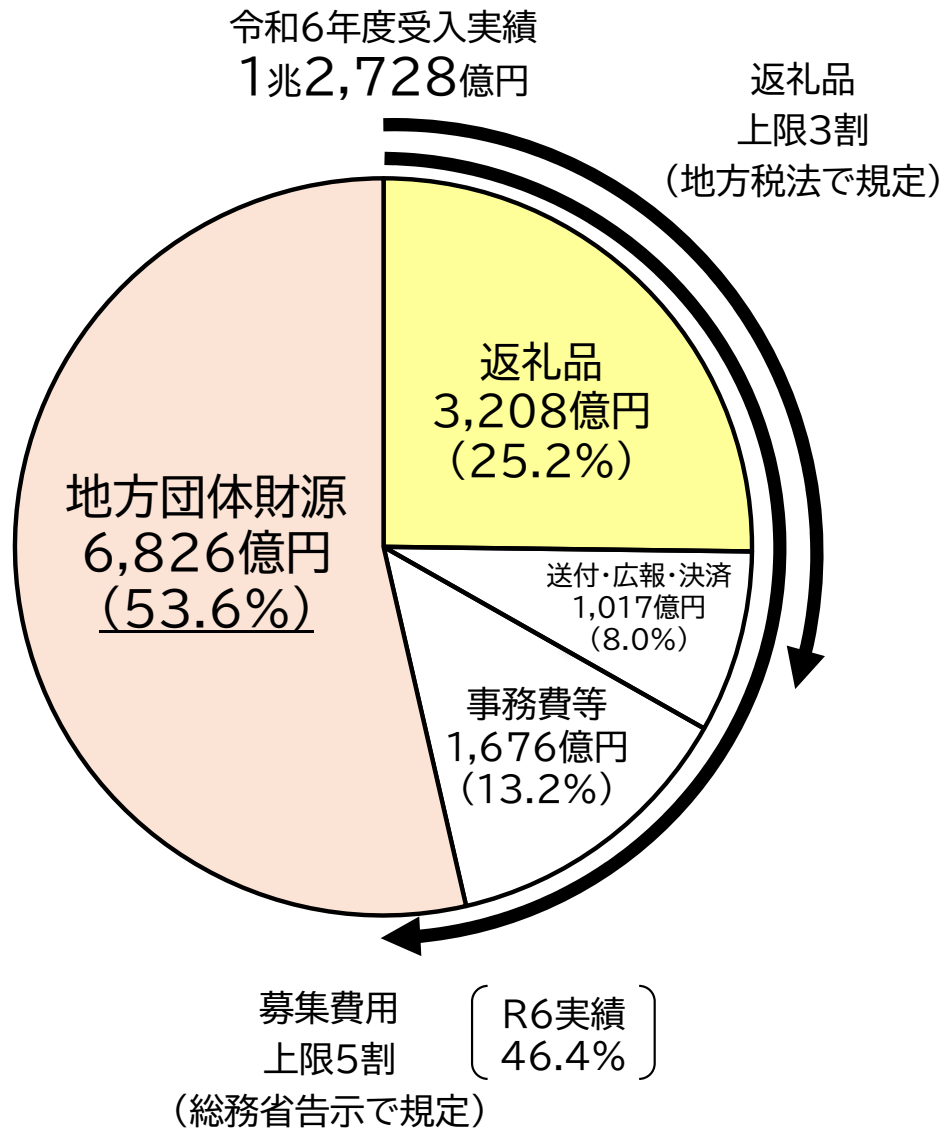
<給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ>

特例控除額
(単位:万円)



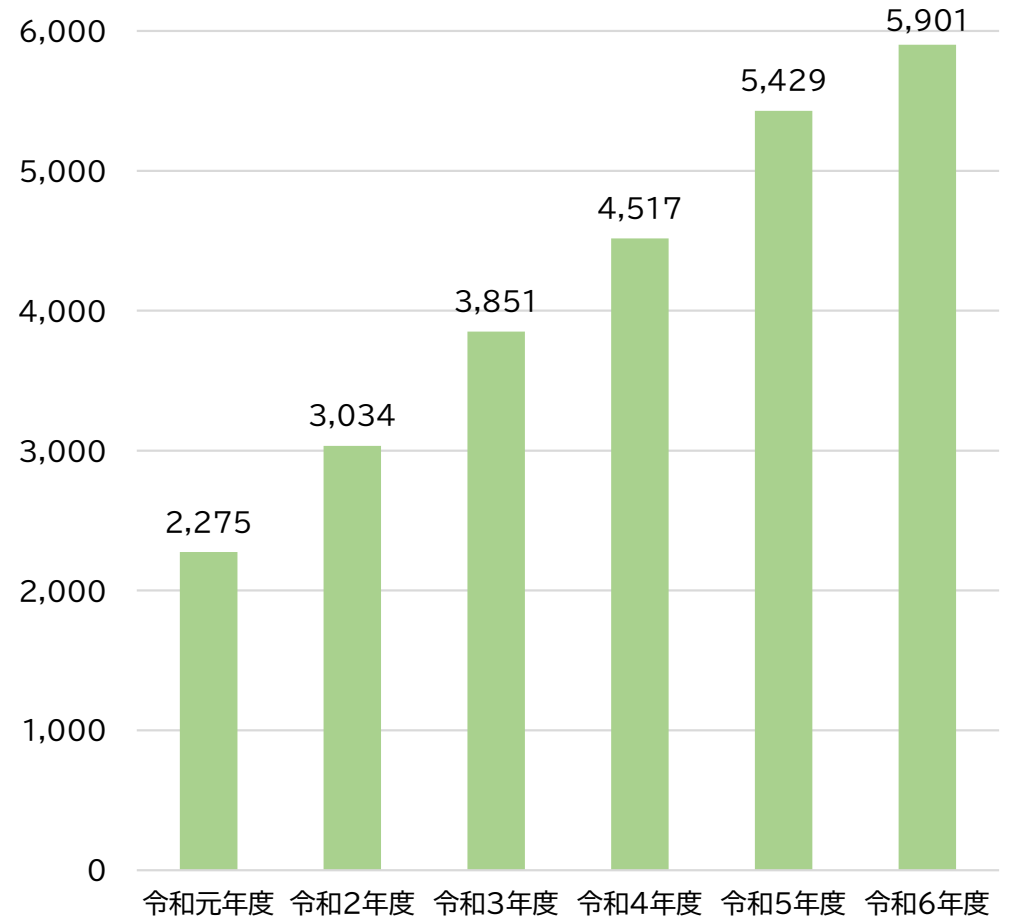
※ 独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合

地方団体財源と募集費用



募集費用の推移

(単位:億円)

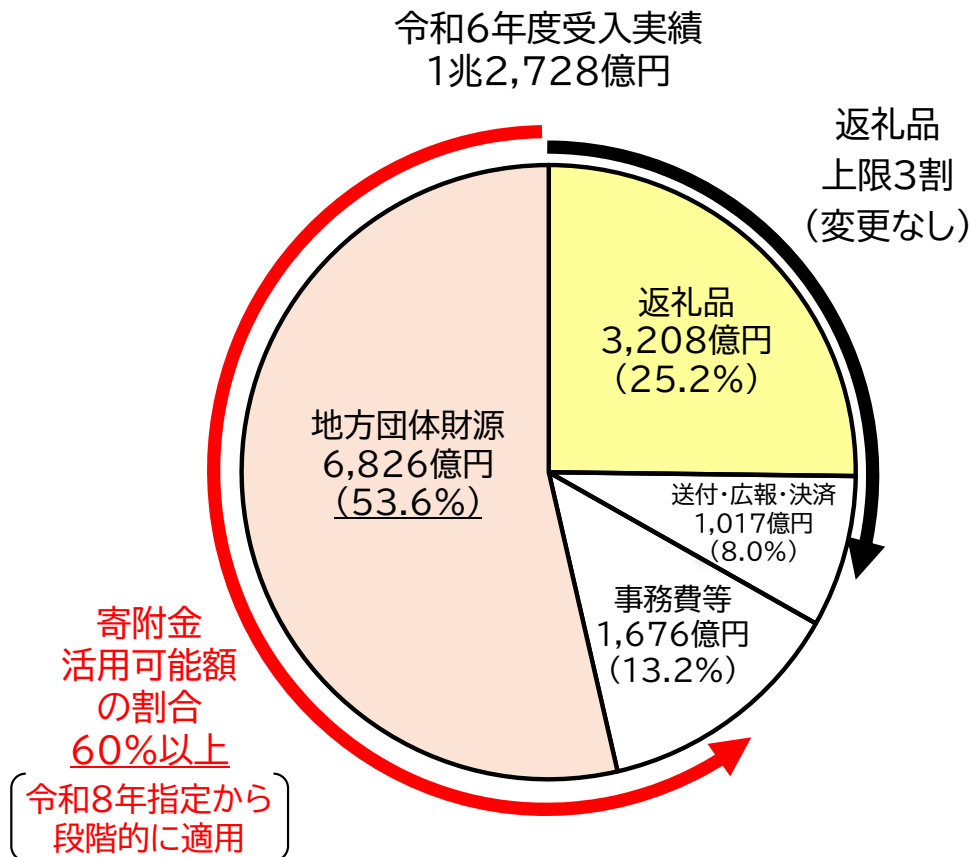


うちポータルサイト運営事業者に
支払った費用 1,656億円

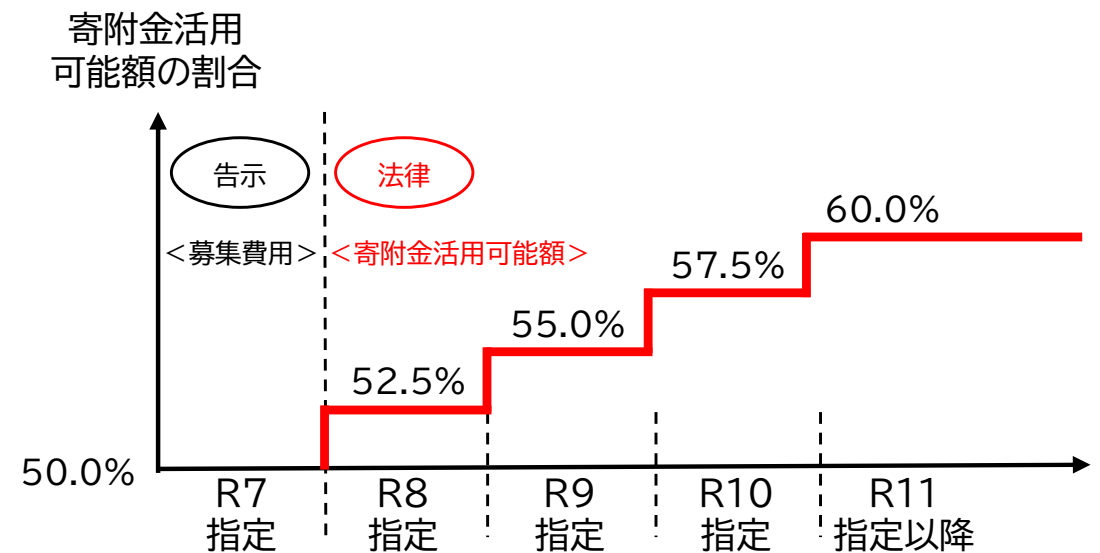
寄附金活用可能額の設定及び使途の公表(案)

- 寄附金活用可能額(寄附金のうち地方団体が活用できる財源)の割合を60%以上と設定
※1するとともに、使途を公表。
- ※1 令和8年指定から段階的に適用する。
(R8:52.5%、R9:55%、R10:57.5%、R11:60%)
- ※2 寄附金活用可能額の算定方法及び使途の公表方法の詳細については、追って告示にて示す予定。
- 各地方団体においては、寄附金を有効に活用できるようポータルサイト事業者など外部の事業者を支払う手数料等を見直すなどの対応が必要。

<寄附金活用可能額(現状)>



<段階的適用イメージ>



過去の指定取消し事例

○ 令和元年6月の指定制度施行以降、これまでに指定取消しとなったのは9団体。

	募集適正基準	返礼割合 3割以下基準	地場産品基準	基準違反に係る 寄附受入額
奈半利町 (R2.7.23指定取消施行)	(違反なし)	違反あり (最大で35.4%)	違反あり (うなぎ蒲焼き等)	約0.6億円
都農町 (R4.1.18指定取消施行)	(違反なし)	違反あり (最大で85%)	(違反なし)	約1.8億円
洲本市 (R4.5.1指定取消施行)	(違反なし)	違反あり (最大で53.3%)	(違反なし)	約18.6億円
須坂市 (R7.6.17指定取消施行)	違反あり (適正表示確保措置不備)	(違反なし)	違反あり (シャインマスカット)	約30.5億円
吉備中央町 (R7.6.17指定取消施行)	(違反なし)	違反あり (最大で57%)	(違反なし)	約18.5億円
総社市 (R7.9.30指定取消施行)	(違反なし)	違反あり (最大で46.4%)	(違反なし)	約6.8億円
みやき町 (R7.9.30指定取消施行)	違反あり (募集費用割合59.8%)	(違反なし)	(違反なし)	約31.2億円
雲仙市 (R7.9.30指定取消施行)	違反あり (募集費用割合56.4%)	(違反なし)	(違反なし)	約7.7億円
山都町 (R7.9.30指定取消施行)	違反あり (募集費用割合56.1%)	(違反なし)	(違反なし)	約5.4億円

※ 奈半利町は令和4年10月1日に、都農町は令和6年4月13日に、洲本市は令和7年10月1日にそれぞれ復帰済み。

指定取消制度の適正化(案)

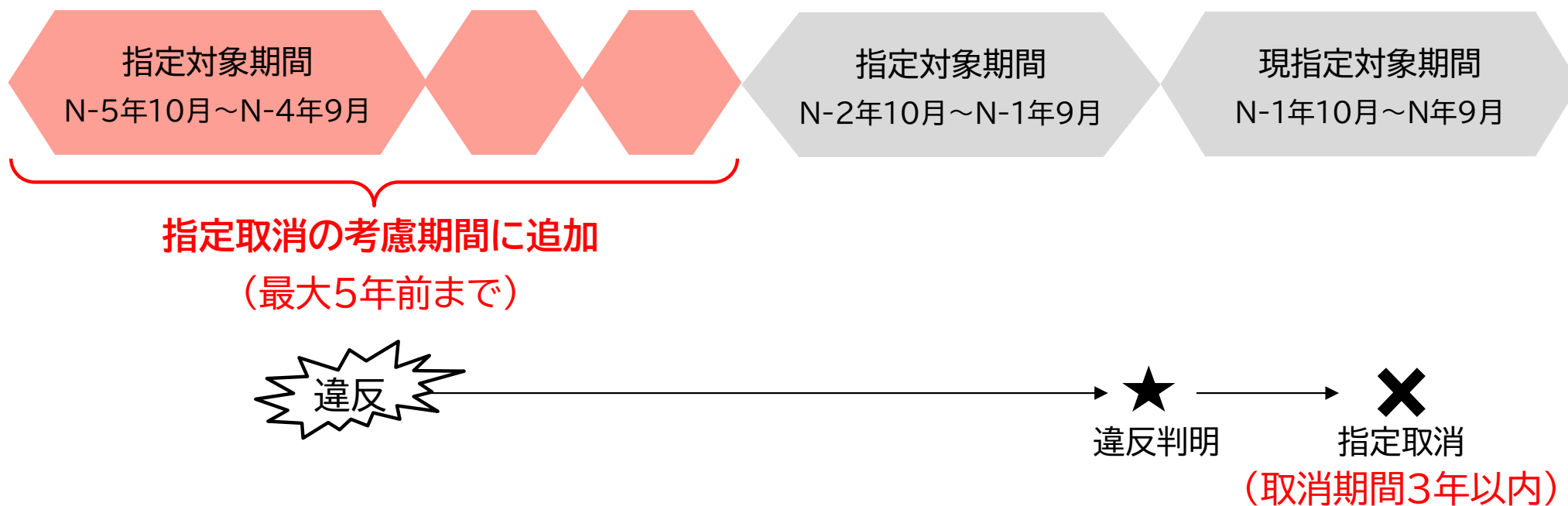
○ 適正な運用を確保する観点から、指定取消制度について、下記のとおり見直しを行う。

① 指定取消期間について、3年以内とする。(現行:一律2年間) ※ 令和8年4月1日施行

② 最大5年前の違反事案について、指定取消を可能とする。(現行:最大2年)

※ 令和8年10月1日施行

(見直し案) ※赤字は見直し後



ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、この項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)の対象となる期間として総務省令で定める期間(第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。)を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。第三号及び第四号において同じ。)を提供する場合には、次に掲げる基準)に適合すると認められる都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額(ロにおいて「寄附金活用可能額」という。)が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

三 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

四 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

五 都道府県等が指定対象期間の初日前四年以内(当該都道府県等が指定を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。)において前各号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していなかった事実がないこと(当該事実により既に第五項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。)を受けた場合を除く。)

六 特定期間において行われた第四項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつた事実がなく、かつ、虚偽の報告をした事実がないこと(これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。)

基準①※、②、⑤、⑥
⇒全ての地方団体に対する基準
※食品返礼品に係る部分は食品返礼品の送付を行う地方団体のみ

基準③、④
⇒返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

[新設]
② 寄附金活用可能額を6割以上とすること
寄附金活用可能額の使途を公表すること

③ 返礼品は返礼割合3割以下とすること

④ 返礼品は地場産品とすること

⑤ 指定日前4年以内に基準に適合していなかったことがないこと

⑥ 指定日前4年以内に報告の求めに対し、応じなかつたこと、虚偽報告したことがないこと

平成31年総務省告示第197号の改正案(寄附金活用基準関係)

※ いずれも令和8年10月1日施行

改正後	改正前
<p>(寄附金の活用に係る基準)</p> <p>第四条 法第三十七条の二第二項第二号イ及び第三百十四条の七第二項第二号イに規定する指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額は、<u>指定対象期間において受領する第一号寄附金の募集に要する費用(法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務その他当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。)</u>の額の合計額とする。</p> <p>〔上記改正に伴い、第2条第2号の募集費用総額5割以下基準については削除する〕</p> <p>2 法第三十七条の二第二項第二号ロ及び第三百十四条の七第二項第二号ロの規定による公表は、地方団体が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときに、<u>遅滞なく、指定対象期間の初日の属する年度及び指定対象期間の末日の属する年度における法第三十七条の二第二項第二号イ及び第三百十四条の七第二項第二号イに規定する寄附金活用可能額の使途に関する事項について、当該地方団体のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。</u>ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。</p> <p>〔公表に係る参考事例については、今後、事務連絡等で地方団体に周知する予定〕</p>	<p>[新設]</p> <p>(参考)現行の募集費用総額5割以下基準に関する告示規定</p> <p>二 指定対象期間(地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の十六第二項に規定する<u>指定対象期間</u>(同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、同令第一条の十六第五項に規定する指定対象期間)をいう。以下同じ。)において第一号寄附金の募集に要する費用(法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。)の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。</p>